

政治資金規正法に基づく

収支報告書作成の留意事項

(令和6年分用)

山口県選挙管理委員会

目 次

I 政治団体の収支報告	1
第1 収支報告書の種類、内容、期限等について	1
第2 収支報告書記載要領	1
第3 記載例	
1 第14号様式（収支報告書）	15
その1 （収支報告書）	15
その2 （収支の総括表等）	16
その3 （機関紙誌の発行その他の事業による収入）	17
その4 （借入金）	18
その5 （本部又は支部から供与された交付金に係る収入）	19
その6 （その他の収入）	20
その7 （寄附の内訳）	21
その8 （寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳）	23
その9 （政党匿名寄附の内訳）	24
その10 （機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの 対価に係る収入の内訳）	25
その11 （政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳）	26
その12 （政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせ んによるものの内訳）	30
その13 （支出項目別金額の内訳）	31
その14 （経常経費（人件費を除く。）の内訳）	32
その15 （政治活動費の内訳）	35
その16 （本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳）	51
その17 （資産等の総括表）	52
その18 （資産等の項目別内訳）	53
その19 （不動産の利用の現況）	55
その20 （宣誓書）	56
2 第15号様式（領収書等を徴し難かった支出の明細書）	57
第4 参考様式	
第16号様式（振込明細書に係る支出目的書）	58
第29号様式（政治資金監査報告書）	59

II 個人が政治活動に関する寄附をした場合の所得税の優遇措置について	61
第1 優遇措置の内容	61
第2 優遇措置の要件	62
第3 手続	64

III 参考様式

第11号様式（届出事項等の異動届）	68
第18号様式（政治団体解散届）	70
第23号様式（資金管理団体指定届）	71
第26号様式（資金管理団体届出事項の異動届）	72

凡 例	法	政治資金規正法
	令	政治資金規正法施行令
	則	政治資金規正法施行規則
	法12①II	これは政治資金規正法第12条第1項第2号を示す。

国会議員関係政治団体の定義……

国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く。）をいう。

【1号団体】

国会議員に係る公職の候補者（当該公職の候補者となろうとする者及び現に国会議員の職にある者を含む。以下同じ。）が代表者である政治団体（法19の7①I）

【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項の適用を受ける同項第4号に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法19の7①II）

【みなし1号団体】

政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法19の7②）

I 政治団体の収支報告

第1 収支報告書の種類、内容、期限等について

1 定期報告

会計責任者は、毎年 12月31日現在で、その年における全ての収入、支出及び資産等を記載した収支報告書（別添）を、その日の翌日から 3月以内（1月1日から3月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月以内）に県選挙管理委員会に提出しなければならない（法12①）。

※ 国会議員関係政治団体にあつては、5月以内（1月1日から5月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合は、6月以内）（法19の10）

2 解散等に伴う報告

解散又は目的変更その他により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者であった者は、その日現在で、収入、支出及び資産等に関する事項を記載した報告書を、解散等の日から 30日以内に提出しなければならない（法17①）。

※ 国会議員関係政治団体にあつては、60日以内（法19の10）

3 報告書が提出されない場合の措置

この報告書の提出を怠った場合は、刑事罰を受けることとなるほか、2年連続して提出しなかったときは、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができず、実質的に政治活動ができなくなる（法17②、25①）。

第2 収支報告書記載要領

1 この報告書の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付

で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

4 様式（その1）について

(1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

(2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合は「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合は「無」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合のみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合は当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山口県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 中国選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「山口県議会議員 ○○市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。

また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の

「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときは、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときは、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。

また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は記載を要しないこと。

なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数（延べ人員ではなく、実人員）を記載すること。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。（3）及び12において同じ。）を除く。12を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。

なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

※ 「特定寄附」とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附をいう。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式（その3）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。
- (3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

なお、「備考」の欄には、借入れを行った年月日を記載すること。

また、借入金を返済した場合は、政治活動費の「その他の経費」として、様式（その15）に借入金返済として借入先ごとに記載すること。

8 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

9 様式（その6）について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。

なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載する

こと。

10 様式（その7）について

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。(4)において同じ。）であるときにはその旨を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。

なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「甲野太郎」というように記載すること。

また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式（その8）について

同一の者によって寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

12 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「山口県山口市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その10）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当

該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合は、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その11）について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。(1)及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうち当該対価の支払をした者がある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。

なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その13）について

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、更に経常経費にあつては人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- ア 人 件 費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光 熱 水 費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事 務 所 費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費

- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送の発行事業費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

(エ) その他の 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。

事業費

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その 14）について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1 件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては 5 万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては 1 万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係団体に関する特例規定が適用されていた場合は、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16 の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば「機の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購買料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- (4) 「その他の支出」欄には、1 件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては 5 万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては 1 万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その 15）について

- (1) 政治活動費については、1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては 1 万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出に

あつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、更に、費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、例えば「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出の項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。21において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金を含む。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。

なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

- | | |
|--------------------------|--|
| ア 土地 | 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| イ 建物 | 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。 |
| エ 動産 | 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。 |
| オ 預金又は貯金 | 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。 |
| カ 金銭信託 | 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。 |
| キ 有価証券 | 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。 |
| ク 出資による権利 | 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。 |
| ケ 貸付金 | 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。 |
| コ 敷金 | 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。 |

サ 施設の利用 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象と
に関する権 なる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、
利 種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように
記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツ
クラブ」というように記載すること。

シ 借 入 金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの
残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支
店）」というように記載すること。

(2) (1)のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法
第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定
による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らか
でない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を記
載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場
合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年
月日における時価に見積もった金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びそ
の金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該
政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(3) (1)のク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月
日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載す
ること。

(4) (1)のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに
取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとと
もに、取得時における時価に見積もった金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものと
し、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平
成5年1月1日における時価に見積もった金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価
見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体
が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(5) (1)のク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るもの
について、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月
日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合は、同日において有する資産等のうち不動
産（21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別
に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。

なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土 地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以

外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「山口県山口市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地を目的とするの所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途、使

は土地の賃 用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の
借権 対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「山口県
山口市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用
に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」と
いうように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、
「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との
関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用し
ている者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団
体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者
ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使
用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載
し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において
当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、
「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合にお
いて当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」とい
うように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」
欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びそ
の代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあっては、一人ずつ行を分けて記載するも
のとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどし
て、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」
欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合は記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない
場合は、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」とい
う。）にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金
パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総
額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものと
し、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は
支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- (2) 様式（その1）については次のように記載すること。
 - ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、
該当するものに「✓」を記入すること。
 - イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「 年 月 日

開催分」の箇所に記載すること。

- 24 この報告書を提出する際は、政党（政党の支部を除く。）又は政治資金団体にあっては、監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。以下同じ。）、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体（政党の支部を含む。）にあっては領収書等の写しを提出すること。

なお、領収書等の写しは、16に掲げる分類基準による支出の項目ごとに分類して提出すること。

- 25 領収書等を徴し難い事情があったときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）又は振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。以下同じ。）を提出すること。

なお、振込明細書の写しは、16に掲げる分類基準による支出の項目ごとに分類し、振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、振込明細書に係る支出目的書を提出することを要しない。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係政治団体 (平成21年分から)	資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外) (平成20年分から)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団体及び 資金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

（「×」は支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付不要を表します。）

収 支 報 告 書

※この報告書は、政治団体の当該年の1月1日から12月31日（解散等の場合は、解散等の日）までの収入及び支出について、所要の事項を記載すること。

政治団体設立（異動）届により届け出た名称等を記載すること。
異動があった場合は、収支報告書と併せて「届出事項等の異動届」を提出すること。

1 政治団体の名称
(ふりがな) こう おつ かい 会
甲 乙 会

2 主たる事務所の所在地
山 口 県 〇 〇 市

〇 〇 町 〇 番 〇 号

3 代表者の氏名
甲 野 太 郎

4 会計責任者の氏名
乙 野 次 郎

事務担当者

丙 野 花 子
(氏名)

0 8 3 - × × × - 〇 〇 〇 〇
(電話)

(氏名)

(電話)

直接収支報告書を作成した者の氏名を記載し、「電話」の欄には、その者の連絡先の電話番号を記載すること。

該当する区分にチェックすること。
政治団体の収支報告については（ ）の中の日付は記載不要。

令和 6 年 月 日

（令和 年 月 日開催分）
政治団体の収支報告については（ ）の中の日付は記載不要。

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政党の支部	第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他政治団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

← 12月31日現在の状況 →

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☒ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
☐ 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
山口県議会議員 〇〇市選挙区（現職）	第2号に係る国会議員関係政治団体
甲野太郎	公職の候補者の氏名
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類

国会議員関係政治団体（目次②参照）に該当する場合のみ記載すること。

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

1月1日から12月31日までの場合は、記載不要のこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

前年分の報告書の「翌年への繰越額」と一致すること。繰越しない場合は「0」とすること。

収 入 総 額	十億	百万	千	円	①+②…A
(前年からの繰越額)					①
(本年の収入額)	4	1	5	0	②
支 出 総 額					…B
翌年への繰越額					…A-B

「2 収入項目別金額の内訳」の合計金額 {(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)} と一致すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数		1	0	0

個人からの寄附」の内書として「特定寄附」の総額を記載すること。

党費又は会費を納入した実人数を記載すること。

(2) 寄附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	十億	百万	千	円	備 考
(ア) 個人からの寄付		4	3	0	
(うち特定寄附)			5	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附		9	2	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1	3	5	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)			7	3	
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)	1	3	5	0	

(ア) から(ウ)までの寄附の内書として「あつせんに係る寄附」の総額を記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入											
事業の種類	金			額			備 考				
	十億	百万	千	円							
甲機関紙		2	3	0	0	0					
乙機関雑誌		1	8	0	0	0					
〇〇パーティー		5	5	0	0	0					〇.7.10 □□政治団体と共催 山口県〇〇市〇丁目〇番〇号〇〇ホテル△△の間
△△君を励ます会		1	0	7	0	0					〇.10.20 山口県〇〇市〇〇町〇〇番地×××会館△△の間
書籍販売事業			5	0	0	0					
※事業の種類ごとに記載すること。 ※ここに記載した事業については、(その13)の「2 政治活動費(3) 機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応しているため、 「アからエの各事業」に区分し、事業の種類ごとに(その15)を作成すること。 ※政治資金パーティーは、備考欄に開催日、開催場所等を記載すること。 ※特定パーティー(1,000万円以上の政治資金パーティー)の場合は、併せて(その10)も作成すること。											政治資金パーティーを他の政治団体 と共同で開催した場合にあっては、 その旨及び当該他の政治団体の名称 を記載すること。
この頁の小計		2	0	8	0	0					
合 計		2	0	8	0	0					

借入れを行った年月
日を記載すること。

(その4)

(4) 借入金													備 考
借 入 先	金 額												
	十億	百万	千	円	0	0	0	0	0	0	円		
X 銀行 (A 支店)					1	0	0	0	0	0	0	〇年2月1日	↓
Y 銀行 (B 支店)						5	0	0	0	0	0	〇年4月1日	
Z 銀行 (C 支店)					2	0	0	0	0	0	0	〇年7月1日	
※その年の12月31日現在で、借入先ごとの残高が100万円を超える場合には、(その17)の「資産等の状況」の「シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」の有の□にレ点をし、(その18)に借入先及び未返済の金額を具体的に記載すること。													

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	備 考			
	十億	百万	千	円								
甲 乙 会△△支部		1	0	0	0	0	〇 . 4.30	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地				
甲 乙 会□□支部		1	0	0	0	0	〇 .10.30	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号				
						</						

(その6)

1件当たりの金額が10万円以上のものにあつては、その基因となつた事実ごとに記載すること。

(6) その他の収入												備 考
摘 要	金 額											
	十億	百万	千	円	0	0	0	0	0	0	0	
T 銀行預金利子				1	0	0	0	0	0	0	0	〇年9月16日
									</			

「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別業とすること。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	年月日	金額	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
甲野太郎	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇. 1.20	800,000	山口県議会議員	
〃	〃	〇. 9.20	500,000	〃	
A野次郎	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇. 2.15	200,000	A会社社長	
〃	〃	〇.10.15	400,000	〃	
B野三郎	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇. 7.20	500,000	B商店店主	
〃	〃	〇.11.30	100,000	〃	
C野四郎	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇.12.10	800,000	C会社役員	遺贈
D野五郎	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	〇.12.20	600,000	D商店店主	遺贈
同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものの明細を記載すること。 年間5万円以下の寄附についても必要に応じ明細を記載しても差し支えない。 なお、課税上の優遇措置を受ける場合には、年間5万円以下の寄附であっても、明細を記載すること。					
特定寄附（4ページ参照） の場合には寄附者の氏名の前 に「特」と記載すること。					
上記の明細が数ページに及ぶ場合には、最後のページのみにこの欄に記載すること。					
この頁の小計	4	2	6	0	0
その他の寄附			4	0	0
合計	4	3	0	0	0

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額			年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千 円				
A 政経調査会		2	0 0 0	〇. 3.10	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	A 野五郎	
〃		2	0 0 0	〇. 7.31	〃	〃	
B 政治連盟		1	5 0 0	〇. 7.20	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	B 野六郎	
〃			7 0 0	〇.11.20	〃	〃	
C 後援会		1	5 0 0	〇. 8.10	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	C 野七郎	
〃		1	5 0 0	〇.12.10	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計		9	2 0 0	0 0 0			
そ の 他 の 寄 附				0			
合 計		9	2 0 0	0 0 0			

様式 (その2) の「政治団体からの寄附」の
金額と一致すること。

(その8)

「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別表とすること。

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳				寄附のあつせん者の区分				個人	
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金			額	提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千						
A 野 三 郎		7	3 0 0 0 0	円	〇 . 10 . 16	〇 . 10 . 1 ~ 〇 . 10 . 15	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	甲会社役員	
こ の 頁 の 小 計			7	3 0 0 0 0					
そ の 他 の 寄 附									
合 計			7	3 0 0 0 0					

寄附のあつせんによる寄附のうち、明細を記載したもの以外のもについて、その合計金額を記載すること。

寄附のあつせんによる寄附のうち寄附のあつせんによるもの」の金額と一致すること。

(602)

(9) 政党匿名寄附の内訳

[illegible]

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額							対価を支払った者の数	開催年月日	開催場所	備考		
	十億	百万	千	円	円	円	円						
△△君を励ます会		1	0	7	0	0	0	269	○.10.20	山口県○○市○○町○○番地 XX会館△△の間			
この頁の小計		1	0	7	0	0	0						
合計		1	0	7	0	0	0						

(その11)

政治資金パーティーごとに別葉とすること。

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳										政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー	
										対価の支払をした者の区分		法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)		金		額				年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考		
		十億	百万	千	円								
→	〔甲株式会社		1	2	0	0	0	0	〇. 5. 10	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	甲野次郎		
	A 株式会社			5	0	0	0	0	〇. 6. 10	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	A 野太郎		
	〔乙有限会社			6	0	0	0	0	〇. 7. 1	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	乙川花子		
一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。											「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別棄とすること。		

(その11)

(1) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳														
政治資金パーティーの名称										〇〇パーティー				
対価の支払をした者の区分										政治団体				
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額							年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考			
	十億	百万	千	円	百	十	万							
A 政経調査会					1	2	0	0	0	0	〇 . 5 . 15	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	A 野五郎	
B 政治連盟							5	0	0	0	〇 . 6 . 15	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	B 野六郎	
C 後援会							6	0	0	0	〇 . 7 . 1	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	C 野七郎	

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳													政治資金パーティーの名称		△△君を励ます会	
													対価の支払をした者の区分		法人その他の団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金				額				年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考				
	十億	百万	千	円												
甲野株式会社		1	2	0	0	0	0	0	〇． 9.20	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	甲野四郎					
乙野株式会社		1	5	0	0	0	0	0	〇．10. 1	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	乙野五郎					
												</				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳														政治資金パーティーの名称		△△君を励ます会	
														対価の支払をした者の区分		政治団体	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金				額				年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考					
	十億	百万	千	円													
D 政治研究会		1	5	0	0	0	0	0	〇 . 9.25	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	D 山次郎						
G 政治連盟		1	2	0	0	0	0	0	〇 .10.15	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	G 山四郎						

(その12)

政治資金パーティーごとに別業とすること。

政治資金パーティーの内訳										政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー						
対価の支払のあつせん者の氏名 (団体にあつては、その名称)										住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)		職業(団体にあつては、 代表者の氏名)		備考				
対価の支払のあつせん者の区分																		
提 供										集めた 期 間								
年 月 日										〇. 〇. 〇								
金 額										金								
十 億										百 万		千		円				
乙山太郎										8	0	0	0	0	0	〇. 5. 28 ~ 〇. 6. 4	〇〇会社社長	
丙山次郎										6	0	0	0	0	0	〇. 5. 30 ~ 〇. 6. 8	〇〇会社役員	
一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払をあつせんされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについてあつせんした者ごとに記載すること。																		「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別業とすること。
こ の 頁 の 小 計										1	4	0	0	0	0			
合 計										1	4	0	0	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額					備 考			
		十億	百万	千	円					
1	経 常 経 費									経常経費に係る人件費以外の支出のうち、1件当たりの金額が、資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）にあつては5万円以上の支出、国会議員関係政治団体の支出、国会議員関係政治団体の支出にあっては1万円を超える支出は、その明細を様式（その14）に記載し、領収書等の写しを添付すること。この場合、項目ごとに分類し、それぞれ別業とすること。
(1)	人 件 費		1	5	0	9	5	0	0	
(2)	光 熱 水 費			0	0	1	2	0	0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費			6	0	2	6	0	0	
(4)	事 務 所 費			6	0	7	9	0	0	
小	計		3	7	0	1	3	0	0	— 上記(1)+(2)+(3)+(4)…C
2	政 治 活 動 費									政治活動費に係る支出のうち、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える支出、国会議員関係政治団体以外の団体にあつては5万円以上の支出は、その明細を様式（その15）に記載し、領収書等の写しを添付すること。この場合、項目ごとに分類し、それぞれ別業とすること。
(1)	組 織 活 動 費		2	0	0	0	0	0	0	
(2)	選 挙 関 係 費		3	0	0	0	5	0	0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	下記ア+イ+ウ+エ→1	6	8	4	0	8	3	5	
ア	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		2	1	0	1	6	0	0	
イ	宣 伝 事 業 費		1	7	6	8	7	3	5	
ウ	政 治 資 金 パ ー テ ー 開 催 事 業 費		1	4	8	6	4	0	0	
エ	そ の 他 の 事 業 費			0	0	4	0	0	0	
(4)	調 査 研 究 費			5	0	1	2	5	0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金			0	0	4	0	0	0	200,000円
(6)	そ の 他 の 経 費		1	0	0	0	0	5	1	
小	計		2	0	0	6	6	0	3	200,000円
合	計		2	5	7	9	9	7	3	0
—C+D…この額を様式（その2）の収支の総括表の「支出総額」の欄に記載すること。										

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 光熱水費		
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	円								

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体にあっては、この様式（その14）を作成する必要はないこと。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				備品・消耗品費		備考
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)			
ロッカー購入費	十億	百万	千	円	〇. 1. 20	△△事務販売(株)	山口県〇〇市〇〇町〇番〇号	
					※	1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える支出について、その明細を記載し、領収書等の写しを添付すること。		
この頁の小計			2	0	0	0	0	0
その他の支出	明細を記載した支出以外のもの	合計金額	6	6	0	0	0	0
合 計			2	6	6	0	0	0

※ 1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。

※ 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体にあっては、この様式（その14）を作成する必要はないこと。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 事務所費			
支出の目的	金			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千				
事務所家賃			5 0 0 0 0	○. 1.31	△△不動産(株)	山口県○○市○○町○○番地	
〃			5 0 0 0 0	○. 2.28	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 3.31	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 4.30	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 5.31	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 6.30	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 7.31	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 8.31	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 9.30	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 10.31	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 11.30	〃	〃	
〃			5 0 0 0 0	○. 12.31	〃	〃	
				※	1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える支出について、その明細を記載し、領収書等の写しを添付すること。		
この頁の小計		6 0 0 0 0	0 0 0 0 0	※	1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。		
その他の支出	明細を記載した支出以外のものの合計金額	1 9 6 0 0 0	0 0 0 0 0		資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体にあっては、この様式（その14）を作成する必要はないこと。		
合 計		7 9 6 0 0 0	0 0 0 0 0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
パンフレット印刷代			9	2000	〇・二・一	△△印刷(株)	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			9	2000				
その他の支出				8000				
合 計			1	0000				

※ 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体以外にある支店にあっては、主たる事務所を有する支店について、国会議員関係政治団体の支出については1万円未満の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 選挙関係費 (推薦料)			
支出の目的		金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
推薦料			十億		百万		6 0 0	0 0 0	円	〇.10.1	A 山一郎	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
"							6 0 0	0 0 0	0 0 0	"	B 山二郎	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
"							6 0 0	0 0 0	0 0 0	"	C 山三郎	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
"							6 0 0	0 0 0	0 0 0	"	D 山四郎	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
"							6 0 0	0 0 0	0 0 0	"	E 山五郎	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地	
												</	

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (甲 機関紙印刷費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
印刷費			3 0 0	0 0 0	〇 . 2 . 5	△△印刷(株)	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地		
〃			3 0 0	0 0 0	〇 . 5 . 1	〃	〃		
〃			3 0 0	0 0 0	〇 . 8 . 1	〃	〃		
〃			3 0 0	0 0 0	〇 . 11 . 1	〃	〃		
						※ 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体以外の団体にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える支出について、その明細を記載し、領収書等の写しを添付すること。			
この頁の小計		1	2 0 0	0 0 0	※ 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体以外の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。				
その他の支出				0					
合 計		1	2 0 0	0 0 0					

(その15)

[illegible]

(その15)

[illegible]

(その15)

[illegible]

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (△△君を励ます会)			
支 出 の 目 的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考					
	十億	百万	千	円									
案内状印刷代			1 5 0	0 0 0	○. 8.25	△△印刷(株)	山口県○○市○○町○○番地						
案内状発送代			2 0 0	0 0 0	○. 9. 1	△○郵便局	山口県○○市○○町○○番地						
会場借上費		4	0 0 0	0 0 0	○.10.25	××会館	山口県○○市○○町○○番地						
食事代		3	6 7 5	0 0 0	〃	〃	〃						
講師謝礼			5 0 0	0 0 0	〃	P野Q郎	山口県○○市○○町○○番○号						
〃			5 0 0	0 0 0	〃	R野S郎	山口県○○市○○町○○番○号						
この頁の小計		8	1 2 5	0 0 0									
その他の支出	明細を記載した支出以外のもの												
合 計		8	1 6 0	0 0 0									

※ 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体以外の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 調査研究費				(書籍購入費)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	円								
この頁の小計								※ 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体以外 の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体に あつては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記 すること。				
その他の支出	明細を記載した支出以外 のものの合計金額											
合 計												

※ 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員
関係政治団体以外の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体に
あっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載
すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 調査研究費		(翻訳代)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円							
「政党政治」の翻訳代			1	0	0	0	0	〇 . 5.15	〇〇△翻訳(株)	福岡県福岡市〇〇区〇〇町〇番〇号	

※ 1 件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体以外の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。

(3) 政治活動費の内訳

※1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体以外の団体にあっては5万円未満の支出、国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を「その他の支出」欄に記載すること。

(その15)

[illegible]

(その15)

[illegible]

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無					
資 産 等	の 項 目	別 区 分	有	無	備 考
ア 土		地	☐	☒	
イ 建		物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権			☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産			☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）			☐	☒	
カ 金 銭		信 託	☐	☒	
キ 有 価 値		証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利			☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金			☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金			☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利			☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金			☒	☐	

2 資産等の項目別内訳

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

[illegible]

3 不動産の利用の現況

A diagram of a vertical ellipse on a grid. A horizontal arrow points to the bottom of the ellipse, indicating the direction of increasing time.

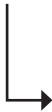
作成に当たっては、様式（その17）の項目の項目ごとに記載し、それぞれ別葉とすること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

※  令和7年1月1日以降の日付（解散等に伴う報告の場合にあっては、解散等の日以降の日付）とすること。

令和 7 年 1 月 22 日

政治団体の名称 甲 乙 会

会計責任者の氏名

乙 野 次 郎 

※  自署又は、記名押印をすること。
(コピーは自署と認められないこと。)

代表者の氏名
(解散の場合に限る。)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金 額							年月日	領収書等を徴し難かった事情		
項 目	摘 要											
組織活動費	会場借上費			百万	1	0	0	0	0	円	〇.11.8	銀行振込のため
—	※	支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円を超える支出）であり、金融機関及びコンビニエンスストアの振込等を用いる場合、振込又は払込明細書に加えて本様式（第15号様式）を添付すること。 なお、金融機関での振込の場合には、本様式のほか、「振込明細書に係る支出目的書」（第16号様式）又は支出の目的が記載された振込明細書の写しの添付によることも可能であること。										
—	※	「項目」欄には様式（その13）の支出項目の区分に従い、当該支出項目名を記載すること。										
—	※	「摘要」欄には、様式（その14又はその15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」というように具体的に記載すること。										

政治団体の名称

甲 乙 会

会計責任者の氏名

乙 野 次 郎

乙 野

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。

第4 参考様式

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
組 織 活 動 費	会 場 借 上 費

政治団体の名称 甲 乙 会

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出すること。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、この「振込明細書に係る支出目的書」を提出することを要しない。

政治資金監査報告書

令和 年 月 日

国会議員関係政治団体の名称

代表者の氏名 様

登録政治資金監査人

登 録 番 号 第 号

研修修了年月日 年 月 日

1 監査の概要

2 監査の結果

3 業務制限

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が自署すること。
- 3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

II 個人が政治活動に関する寄附をした場合の所得税の優遇措置について

第1 優遇措置の内容

1 控除の対象

所得税の額の計算において、課税所得金額を計算する際に、生命保険料控除など各種の所得控除を行います。所得控除の一つとして「寄附金控除」があります。第2で述べる要件に該当する場合は、個人がした政治活動に関する寄附に係る支出金が「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

また、個人がした政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金については、所得控除に代えて税額控除を選択することができます。

2 控除額

(1) 寄附金控除

個人がした政治活動に関する寄附に係る支出金についての寄附金控除は、所得控除の1つであり、課税所得金額を計算する際に、控除することができる金額は次のとおりです（所得税法第78条第1項）。

$$\text{寄附金控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{「その年中に支出した特定寄附金の合計額」と「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40％に相当する額」とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2 \text{ 千円}$$

寄附金控除額は、個人がした政治活動に関する寄附に係る支出金に国又は地方公共団体に対する寄附金等の特定寄附金を合算した合計額について計算されることとなっており、その合計額の限度額は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40％に相当する額です。そして、その合計額から2千円を控除した額が、寄附金控除額であり、これが所得税の額の計算において、課税所得金額を計算する際に控除されることとなります。

(2) 税額控除（政党等寄附金特別控除）

個人がした政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金についての税額控除は、所得税の額に相当する金額から一定の金額を控除するもので、控除することができる金額は次のとおりです（租税特別措置法第41条の18第2項）。

$$\text{税額控除額} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党又は} \\ \text{政治資金団体に対する寄附に} \\ \text{係る支出金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} \right\} \times 30\%$$

(100 円未満の
端数切捨て)

税額控除額は、個人がその年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附に係る支出金の額の合計額から 2 千円を控除した額で、所得税の額の 25% に相当する金額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とします。

また、「その年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附に係る支出金の額の合計額」については、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金等の金額（租税特別措置法第 41 条の 18 第 2 項に規定する特定寄附金等の金額をいう。以下同じ。）がある場合で、その年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附に係る支出金の額の合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額を加算した金額が、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 40% に相当する金額を超えるとときは、当該 40% に相当する金額からその年中に支出した特定寄附金等の金額を控除した残額となります。

さらに、「2 千円」については、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金等の金額がある場合は、2 千円からその年中に支出した特定寄附金等の金額を控除した残額となります。

3 確定申告

優遇措置を受けようとする場合は、確定申告をすることが必要です。

なお、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

第 2 優遇措置の要件

個人がする政治活動に関する寄附が優遇措置の対象とされるためには、第 1 に寄附を受けた政治団体や公職の候補者が一定の要件に該当すること、第 2 に寄附を受けた政治団体や公職の候補者の収支報告書に寄附者の氏名、寄附の金額等の事項が記載され、報告されたことが必要です。

1 政治団体・公職の候補者の範囲

〔政治団体の範囲〕

次の(1)～(4)までの政治団体に対する寄附が対象となります（税額控除については、次の(1)及び(2)に対する寄附のみが対象となります。 ）。

(1) 政党（政党支部を含む。 ）

- (2) 政治資金団体
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるものを含む。）
- (4) 国会議員、県議会議員又は知事の職（以下「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの
- (5) 特定の公職の候補者となった者又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（その推薦し、又は支持する者が、当該公職の候補者として届出のあった日の属する年及びその前年中にされた寄附に限る。）

なお、(3)、(4)及び(5)に該当する政治団体が優遇措置の適格団体になるためには、設立届又は異動届によりその旨を届け出るとともに、(3)に該当する政治団体にあつては国会議員氏名届、(4)又は(5)に該当する政治団体にあつては被推薦書（法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる政治団体以外のもの）又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる政治団体に限る。）を提出することが必要です。

また、当該公職の候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に当該公職の候補者の届出をしなかった場合は、寄附金控除の対象となりません。

〔公職の候補者の範囲〕

公職の候補者として、公職選挙法第 86 条から第 86 条の 4 までの規定により届出のあった者に対して、当該公職に係る選挙運動に関してされた寄附が対象となります。

2 報告義務

適格な政治団体や公職の候補者に対する寄附について、収支報告書により報告されたことが必要です。

- (1) 政治団体の場合は、政治資金規正法第 12 条又は第 17 条の規定による報告書に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要です。

政治資金規正法上、これらの事項の記載は、年間 5 万円を超えるものについて義務づけられていますが、優遇措置の対象とされるためには、この金額以下のものであってもこれらの事項が記載され、報告されたことが必要です。

- (2) 公職の候補者の場合は、公職選挙法第 189 条の規定による報告書に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日が記載され、報告されたことが必要です。
- (3) (1)及び(2)の報告書は、それぞれ提出の期限が定められているので、その期限内に報告書を提出しなければなりません。

3 適用除外

上記の要件に該当する場合であっても、次の場合は優遇措置の対象とならないので注意をしてください。

(1) 政治資金規正法の規定に違反するもの

政治資金規正法上、例えば個人のする寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体に対しては2千万円を超えることができず、その他の政治団体及び公職の候補者に対しては1千万円を超えることはできません（総枠規制）。

また、個人のする寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては150万円を超えることはできません（個別制限）。

さらに、本人名義以外の名義の寄附も禁止されています。

これらに違反するものは、優遇措置の対象となりません。

(2) 寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる場合は優遇措置の対象とはなりません。例えば公職の候補者が自己の資金管理団体や後援会に寄附をする場合、公職の候補者がお互いに相手方の後援会に寄附し合う場合等が考えられますが、どのような場合がこれに該当するかは、個別の事案に応じて税務署で判断されます。

第3 手続

1 寄附者の手続

(1) 確定申告

寄附者は、適格な政治団体又は公職の候補者に寄附をした場合は、税務署に対してその旨の確定申告を行わなければなりません。

(2) 添付書類

確定申告の際は、当該政治団体又は当該公職の候補者から「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受け、これを添付することが必要です。

なお、この書類を確定申告の期限までに提出できない場合は、この書類に代えて「寄附金の領収書（写し）」を添付して一旦確定申告をし、当該政治団体又は当該公職の候補者からこの書類の交付を受けた後に確定申告をした税務署に提出しなければなりません。この書類には、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣の確認印が押されています。この書類の提出により、寄附者の手続は終了します。

(3) 前年分に遡及する場合の手続

特定の公職の候補者となった者又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（前記第2の1の(5)の団体）に対する寄附は、その推薦され、又

は支持される者が当該公職の候補者として届出をした年及びその前年に行われたものに限り、寄附金控除の対象となります。当該公職の候補者として届出をした年分については通常の手続によりますが、その前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合は、次のいずれかの手続をしてください。

ア 前年分について確定申告をしている場合

更正の請求をしてください。

更正の請求のできる期限は、確定申告の期限から5年間です。

イ 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告の手続をしてください。期限後申告の期限は、確定申告の期限から5年間です。

ただし、申告の際に添付書類として必要な「寄付金（税額）控除のための書類」は、収支報告書により確認するため、収支報告書の保存期間内（収支報告書の要旨を公表した日から3年間）に当該政治団体から交付を受ける必要があります。

また、ア及びイのいずれの場合も「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署に提出することが必要です。

2 政治団体・公職の候補者の手続

適格の政治団体及び公職の候補者は、寄附者が優遇措置を受けようとする場合は、次のことをする必要があります。

(1) 「寄附金（税額）控除のための書類」の作成

政治団体及び公職の候補者は、あらかじめ、次の書式（67 ページ参照）に準じて「寄附金（税額）控除のための書類」を作成してください。この書式のうち、「寄附を受けた団体」又は「寄附を受けた個人」の欄には、その政治団体等の名称、所在地等を印刷しておいても差し支えありません。

なお、この書類は、「領収書控」として、領収書の発行の際に同時に作成しておくとう便利です。

(2) 収支報告書の提出と「寄附金（税額）控除のための書類」（「領収書控」）の提出

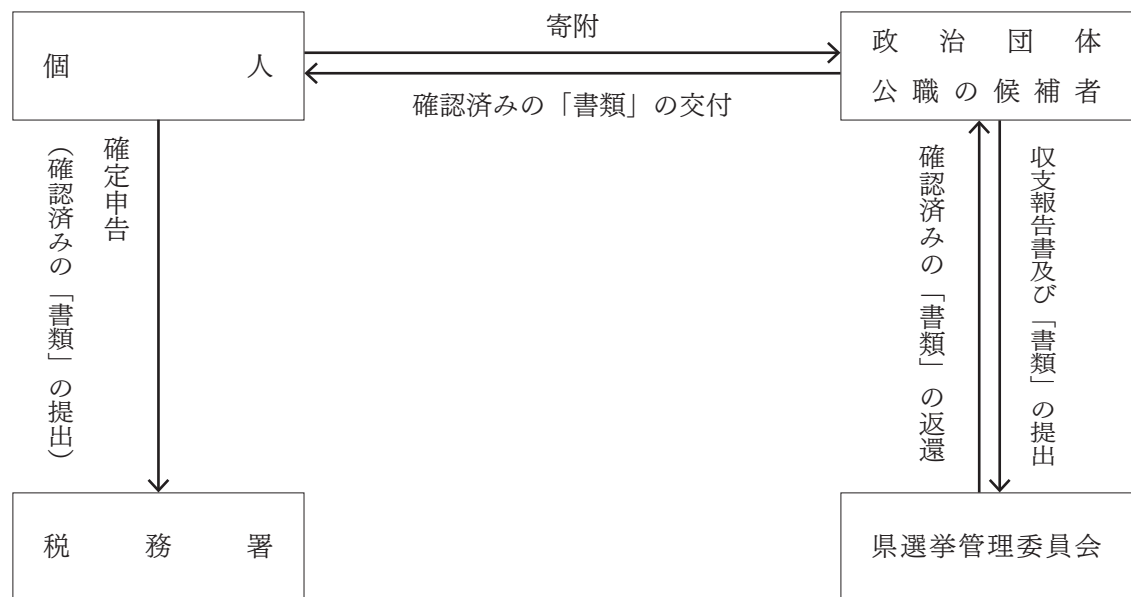
収支報告書を法定の期限内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を収支報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出の際は、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて都道府県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けることが必要です。

(3) 「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣が収支報告書と照合の上、「確認印」を押して、提出した政治団体又は公職の候補者に返還します。その後速やかに寄附者が手続をすることができるようにしてください。

手続図解



○「書類」とは「寄附金（税額）控除のための書類」をいう。

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名								
住 所								
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名 称		
所 在 地		
団 体 の 区 分 (いずれか該当するもの の番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構 成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持 する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した選 挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選 挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

Ⅲ 参考様式

第11号様式（第4条関係）

届 出 事 項 等 の 異 動 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
様
山口県選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、
同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項	内 容				異動年月日
名 称	新	(ふりがな)			. .
	旧				
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電話 ()			. .
	旧				
主たる活動区	新				. .
	旧				
区 分		ふりがな 氏 名	住 所 ・ 電 話	「新」の生年月日	
代 表 者	新		(〒) 電話 ()	大 昭 平 . .	. .
	旧				
会 計 責 任 者	新		(〒) 電話 ()	大 昭 平 . .	. .
	旧				
会計責任者の職務代行者	新		(〒) 電話 ()	大 昭 平 . .	. .
	旧				
国会議員関係 政治団体の区分	新				. .
	旧				
そ の 他	☐ 規約の異動 ☐ 課税上の優遇措置の異動 () ☐ 支部の有無の異動 ☐ その他 ()				. .

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があった場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣様
山口県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により
届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合は、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
様

山口県選挙管理委員会

公職の種類

氏 名

住 所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山口県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者になろうとする者にあつては「衆議院議員 中国選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
様

山口県選挙管理委員会

氏 名

住 所

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 異動事項

3 内容

(1) 新

(2) 旧

4 異動年月日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。